

議 事 録

会議体の名称		第 5 回板橋区公契約の在り方検討委員会
事務局（担当課）		総務部契約管財課
開催日時		令和 8 年 7 月 30 日(木)10 時 00 分～11 時23分
開催場所		板橋区役所南館 4 階 災害対策本部室
出席者	委 員	板橋法曹会弁護士 中重 克巳（委員長） 東京都社会保険労務士会板橋支部顧問 前田 昭博（副委員長） 元大東文化大学経済学部社会経済学科教授 中島 正人 (一社)板橋区建設業協会相談役 黒木 修 板橋管友会副会長 木村 隆司 東京商工会議所板橋支部副会長 瓜生 一仁 全建総連東京都連板橋区協議会 平塚 浩章 日本労働組合総連合会東京都連合会 長谷川 俊之
	事 務 局	総務部長、契約管財課長
傍 聴 者		9名
検 討 内 容		
○委員長 それでは時間になりましたので、第 5 回板橋区公契約の在り方検討委員会を開催いたします。今日も暑い中皆様ご参集いただきまして誠にありがとうございます。今回の検討会が最終審議となりますので、よろしくお願い申し上げます。なお本日の傍聴者は 9 名ということでございます。 それでは次第に沿って進めて参ります。 初めに前回の検討委員会における検討内容の振り返りを事務局よりお願いいたします。 ○契約管財課長 はい。それでは資料 1 をお手元にご用意いただければと思います。 第 4 回検討会の振り返りでございます。項番 1、板橋区公契約条例の素案についてでございます。 (1)素案の検討において修正された内容、修正いたしました点からスタートさせていただきます。 まず①第1条の目的の部分でございます。こちら、確保という言葉が連続しているため違和感がありますと、他の文言にした方がいいのではないのでしょうか、というご意見いただきましたので、矢印の通り、労働者の適正な労働環境を整備し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び品質を実現するとともにという形で文言を整えさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。 続きまして②第 3 条基本方針の第 4 号の部分です。 談合とダンピングは真逆のものであり、談合はそもそも他の法律で禁止されている。本条例の趣旨から考え		

ると、ダンピングの防止がメインになるのではないかとご指摘いただきまして、矢印の通りダンピングその他不当行為を排除することという形で改まっております。

前回ご審議いただいた後に、素案において修正した点は以上でございます。

(2)その他の意見として6点いただいております。

まず、第3条の区内の事業者の活用において、防災協定を結んでいる区内事業者は、いざというときに区に協力することになるので、こういった点を総合評価における加点ポイントとしていただきたいという点でございました。こちらにつきましては別途、総合評価方式の課題として検討させていただきます。

2点目、チェックシートについて、賃金払いの5原則が掲載されていないのであれば、通貨という表現は、わかりやすいものに検討して欲しいとご意見いただきました。

こちら表現を修正させていただきます。また、チェックシートにつきましては、本委員会の後の公契約審議会のほうで最終的にまとめていきたいと思っております。そちらのほうで、改めてお出しさせていただきます。

3点目、チェックシート点検方式につきまして、世田谷区では、一定数の事業者に対して、社労士に委託しており、法令違反とならないよう指導している。ぜひ検討いただきたいとご意見いただきました。

こちら、実際に世田谷区の手法についてどういったような内容でやっているか研究して参ります。

4点目、労働報酬下限額の設定に伴い、予定価格や最低制限価格を引き上げるといった話があったと思うが、この内容について、公契約条例に盛り込まないのか。野田市の条例では、こういったような一般競争入札等の措置、低入札価格調査制度の拡充等の措置といった条文があるため参考にされたいとご意見いただきましたが、こちら実際に野田市の条例にこういった内容がございました。

こちら矢印の通り、工事につきましては、設計労務単価を基に予算額を出すといった形になるため、設計労務単価自体が上がれば予定価格も増えるというところになりますが、条例制定による予定価格の増加というのは想定をしておりません。

一方で委託契約におきましては、これまでの調査から最低賃金付近で働いている方がかなりの数いらっしゃるため、下限額を踏まえた積算により、発注価格がその分上がってくるというふうに捉えており、適正な予算額を確保することは区の責務であるというふうに考えております。

また野田市についてですが、平成20年ごろの成立でして、ちょうどこの総合評価方式、低入札価格調査制度というのがスタート、本格化した時期というのもありまして、このような条文に入ったのかなというふうに捉えております。

5点目、原価の合わないものは辞退されやすくなってきている。人材不足が進んでおり、まずは条例を制定していただいた後、結果を確認し、運用方法を判断してもいいのではないだろうか。まずやってみてその結果運用方法を順次柔軟に変えていったらいかがかとといったようなご意見でございました。

特に委託契約については内容の精査、特に仕様書の精査を進めないと、予算が増加し過ぎてしまうので、精査が必要であるご意見をいただきました。

こちら条例の効果検証と運用方法の改善は、条例制定後の公契約審議会等において、継続的に実施する予

定でございます。

また契約内容につきましては精査分析を進めて参りますといったところでございます。

最後、裏面に行きまして 6 点目、ダンピング等の排除には最低制限価格制度の導入が最も効果的であるとする。ぜひ条例とのセットで進めて欲しいというところ です。

これまでの議論を受けまして、条例で反映された部分と、その他契約制度の部分についてご意見いただきました。最終報告といたしまして、本日資料 3 として取りまとめさせていただいております。

条例案の他に契約制度に対する意見書という形でまとめさせていただいておりますので、後程触れさせていただきます。

続きまして項番 2 パブリックコメントについてでございます。

1 点目、パブリックコメントの公表はどういった形で行われるかというところでございます。

こちら区のホームページ、また、6 月 27 日土曜日の広報いたばしで公表しております。

2 点目、中身につきまして少しく図解的なものがあつたほうがいいんじゃないかというご指摘いただきました。こちら、下にある通り概要図という形で作成し、掲載をしたところでございます。

議題 1 の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

はい。ありがとうございます。

第 4 回検討委員会の振り返りについてお話をいただきました。

ここまでで何か質問、確認、意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

この概要図というのは今も見れるんでしたっけ。

○契約管財課長

はい、パブリックコメントのホームページはまだ閉鎖しておりません。パブリックコメント自体の受け付けは終了しておりますが、このホームページ自体まだ有効のページですので、確認いただくことが可能です。

○黒木委員

板橋区建設業協会の黒木です。お世話になっております。

先ほど、防災協定を結んでいる区内事業者について総合評価での加点を検討するというお話がありました。

今回熊本でもすごい大地震が起きましたが、我々協会のほうでは、各加入業者にそれぞれ担当を割り振っております。学校や老人施設も含めてですね。これ非常に大事な役目で、いざ震度 5 以上の地震が起きた場合は必ず現場に行って報告するという、板橋区との連携をとっておりますので、例えば、板橋本社の加点プラス防災協定に入ってる加点の 2 つの加点が、ざっくり 3 点と 2 点とした場合 5 点となります。他区から入る分にはしょうがないところで公平かと。指名参加の公平化というので、支店業者等ですね。これはもう致し方ないだろうと。本来はもうすべて板橋区の本社で、示していただきたいところなんですけど、透明性も必要だろうというところで、まずは板橋区で何かあつたときに、どこの業者がというやっば板橋本社の防災協定を結んでる業者がまず動きますので、是非ともこれ、何回もお願いしておりますけど、ご利用願いたいと思いま

す。以上です。

○契約管財課長

事務局のほうからでございますけれども、今回意見書でまとめさせていただきましたが、こちらの公契約条例の成立等と並行して、入札・契約制度につきまして、改善策を実施して参る予定でございます。その中で、今いただいた意見についてもしっかりと捉えまして、反映できるところしっかり反映して参りたいと思います。ありがとうございます。

○委員長

今後も、出てきた課題として検討していくということではあるんだろうと思いました。

他はいかがでしょうか。

よろしいですね。

ありがとうございます。それでは議題の 2 に移らせていただきたいと思います。パブリックコメント、板橋区公契約条例の概要の結果につきまして、ご説明のほうをよろしく願いをいたします。

○契約管財課長

はい、それでは議題の 2 パブリックコメントの結果につきまして報告をさせていただきます。

資料の 2 をお手元にご用意いただければと思います。

資料の 2 板橋区公契約条例案の概要に対するパブリックコメントの実施結果といった形です。

まず、表紙に項番 1 パブリックコメントの概要をお示しております。

募集期間が令和 8 年 6 月 29 日月曜日から 7 月 13 日月曜日までの約 2 週間で実施をさせていただきました。

周知方法、閲覧場所、調査対象につきましてはご覧の通りでございます。

実際にいただいた件数が、(5)の通り E メールで 1 件、ホームページで 7 件、都合 8 件といった形です。

また、(6)の通り意見総数としては 28 件でございました。こちら同一の方また同一の団体の方より複数の意見いただいておりますので、受け付け数とは一致してございません。

ご了承いただければと思います。

次のページより、寄せられたご意見と、区の考え方を記載してございますので 1 枚おめくりください。

全部で 28 件とボリュームがありますので、少しかいつまんでご紹介をさせていただきます。

2 ページからが概要に寄せられたご意見でして、表がナンバーと分類、寄せていただいた意見と、それに対する区の考え方といった形で、ご覧いただければと思います。

まず 3 ページの 5 番、条例制定の必要性というところです。

読み上げさせていただきます。

意見でございます。そもそも、各事業者が最低賃金法を順守することで事足りるのではないかと、この条例を施行することで意図しない副作用は発生しないのかというところです。

区の考え方といたしまして、最低賃金は生活保障のための最低限度の賃金である一方公契約条例で規定す

る労働報酬下限額は公共サービスを維持するための、適正賃金の下限額であるととらえております。最低賃金の遵守だけでは人材不足や価格転嫁などの公契約の課題に対応できないと考えております。条例施行後は毎年公契約審議会において必要な調査検討を行い、公契約条例の適正な運用を実施して参りますといった形で、まとめてございます。

おめくりいただきまして 4 ページ 9 番でございます。

区内事業者の受注機会の確保について分離・分割発注、適正な予定価格の設定、下請け・再委託における区内事業者の活用促進など、具体的な施策とあわせて推進してくださいといったご意見です。

これに対する区の考え方といたしましては、いただいたご意見につきましては区内関係部署で共有するとともに、適切な予定価格の設定、契約制度の改善に向け検討を進めて参ります。なお下請け、再委託における区内事業者の活用については、公契約条例において規定しております。といった形でまとめております。

続きまして隣の 5 ページ 13 番、労働報酬下限額になります。

工事または製造の請負契約については公共工事設計労務単価を基本としつつ、改正担い手3法の趣旨や労務費に関する基準、建設技能者の処遇改善、担い手確保、物価高騰、現場の賃金実態を踏まえた水準としてください。委託業務契約及び指定管理協定についても、地域別最低賃金だけに依拠せず、区職員の給料表、公的指標、近隣自治体の水準、業務の専門性・継続性などを総合的に勘案してください。というご意見です。区の考え方です。労働報酬下限額については最低賃金その他公的基準を基に、条例施行後に公契約審議会における調査審議を踏まえて決定する予定です。ご意見を踏まえ、適正な価格となるよう検討して参ります。というところ です。

続きまして6ページ、14 番、の連帯責任についてでございます。

労働報酬に係る特定受注者の連帯責任について、入札参加事業者は下請け事業者と連帯責任を取ることとなると、元請事業者の責任がかなり重い。大きな案件になるほど多数の会社や作業員が関係し、末端の下請け業者まで目が届かなくなるので、入札に参加しづらくなるのではないかと。結果として入札不調が増えることになるのではないかと。といったご意見です。

これに対しての区の考え方です。特定受注者の連帯責任については、労働報酬下限額以上の労働報酬の支払いをするための必要な規定だと考えております。連帯責任と併せて、労働者自らによるチェックにより実効性を担保します。また公契約に関わる事業者が同じ条件のもとで競争することで、入札に対する不公平感を払拭するものと考えます。といった形でまとめております。

最後少し飛びまして 9 ページの一番下でございます。最後 26 番 27 番が事務負担の内容でございます。

こちら、ご意見では本条例により事業者の事務負担量が多くなりすぎないのか、事業者の事務負担が増えて人件費だけでなくその部分についても委託料や工事費が高くなるのではないかと。

また区職員の事務量負担どれぐらいになるのか検討事項として入っているのか。かなりの事務量になるのではないかと。といった形でございます。

区の考え方といたしまして、条例の運用に当たっては、区及び事業者双方の事務負担を考慮する必要がある

と認識しております。事業者の負担軽減を図るため、チェックシート方式による運用を予定しており、区の執行体制についても適切に対応して参ります。という形になります。

次の10ページの28番までで、全 28 件でございます。ご意見いただいた皆様に感謝申し上げます。

この項につきまして以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

はい、ありがとうございました。

かいつまんでのご説明になってますが、そこはその他の部分についてはすでにお読みいただいているという前提で、申し訳ございませんが進めさせていただきます。

ただいまパブリックコメントの結果についてお話いただきました。これにつきまして、何か質問、確認、意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

長谷川委員よろしくお願いいたします。

○長谷川委員

はい長谷川でございます。

1 点確認といいたまいますか、今後の話になるんですけども、7 ページの 21 番の部分なんですけど、委員の任期は原則 2 年と考えておりますということなんですけど、こちらは、今後設置要綱とかですわねそういった部分載せていく考えなんですか。

○契約管財課長

委員の任期についてですが、条例案のほうに、委員の任期は 2 年というふうに入っておりますので、条例素案に掲載の通りといった形でございます。

○長谷川委員

ありがとうございます。その際に例えば、2 年たって、全員が入れ替わるのか、それともある程度何人か残した形で交互に入れ替えていくのかみたいな、運用的な部分というのはどうお考えでしょうか。

○契約管財課長

まだちょっと想定の部分ではあるんですけども、2 年任期で再任を妨げないという形になってございますので、改めて 2 年のタイミングで、関係団体宛に推薦依頼をさせていただいて、団体からご推薦をいただいた方に、委員をお願いするという流れになろうかと思います。タイミングによっては全員がガラッと変わってしまうということもあろうかと思いますが、事務局としては引き続き、契約管財課で実施をいたしますので、そのあたり、議論の途切れがないような形で、運用ができればと思っております。

○長谷川委員

すみませんありがとうございます。

○委員長

将来的にっていうと、いつぐらいまで続く話なのかっていうことだね。

永遠に我々が 2 年ごとに生きていられるという保証はないわけなので、どこかではガラッと変わるという場面

が出てくるのはやむを得ないのかなというふうには思っております。

その他、いかがでしょうか。

○前田委員

前田です。6 ページの連帯責任の 14、15、16 あたりになりますが、建設業のほうがどうしても協力していただく業者、簡単に言うと下請け業者の方が複数いらっしゃるわけですね。重層的な下請け構造が1次2次3次と行くんでしょうか。

そうしますと、労働報酬の下限額をチェックする連帯責任について、現在、労働条件点検業務を受託実施してるんですが、現にその下請け業者についてどうなってますかって確認しても、そこまで見れる権限がないというのが現状なんですね。

ですから下請けの方々はどうなっているんでしょうかという話はしますけども、指定管理業者は順調にいつていますよと言うんですね。公契約においても連帯責任という形で、謳ってあるんですけども、今後そのあたりの協力会社への強制力を、もう少し強力に設けるようなことをしていただきたいというのが、これからの検討事項でございます。以上です。

○契約管財課長

ありがとうございます。おっしゃるようにやはり1次2次3次となると、かなりの下請け数になるので、やはりその元請の方が、例えばその日だけたまたまいらっしゃる方の支払いまで、当然全部を熟知できていないというのは、様々な方からも伺ったところでございます。

一方で今回、そういった方にも例えば事業所に掲示するポスターや、労働者の方に配布していただくカードなどでお知らせして、労働者の方ご自身でチェックをいただくというのが、こちらの作りなのかなと思っております。

当然実効性を担保するための強制力というところとあわせて、やはりそれはあまり厳しくしてしまうと、今度、その事業に対してのリスクを高く評価しすぎるために、なかなか事業に参入いただけないということも想像に難くありませんので、そのあたり非常にバランスが大事だなと思っております。

いずれにしても、実施後ですね、すぐにということではないですが、今年の3月に実施させていただいたアンケート、そういった形で実態をお尋ねしていく機会は必要だなと思っておりますので、実際の広がり具合であったり効果分析であったり、そういったものを踏まえながら、その運用またその形を検討し続けるのかなというふうに思っております。

○委員長

ありがとうございます。要するに実効性を担保するための方法が、必要性が迫られる場面がその後の経緯で出てくるならば、それについては、強制力を含める形になるかどうかは格別いろんな方法で対処することは、考えていかなければならないであろうというようなご回答だったかなと思います。

よろしいでしょうかね。

始めてみないとわからないという部分があるのも、これもまた事実だと思うし、この条例ができるということが

やっぱ大事だと思うんですね。この条例ができることで、ありとあらゆる連帯責任も含めた規定についての周知徹底が図られる場面があるならば、それでよくなっていく場面もあるんじゃないかと、条例に込められた期待としては、そういうものもあるのかなとは感じてやらせていただいていたいました。

だから、それでもだめなことがあるのは常でございますので、それは機を見ながらということにならざるをえないのかもしれない。

その他いかがでしょうか。

○木村委員

今のちょっと前田副委員長の意見の逆みたいになっちゃうんですけど、やはりこの制度自体の立てつけは、以前も申し上げたかもしれないけど、やはりちゃんとやってる会社には、事務負担も含めて大きく今までと変わらないようにしていただきたい。

ただし、この条例が制定されたことによって、下請け、孫請け、そのさらに下請け業者の方々から、例えば、明らかに賃金おかしいよねということがあった際に、まず通報みたいなものを行うことができ、そのときには、ある程度の強制力を持って動けるという立て付けにしていきたい。

表現の仕方とか条例の書き方はあれですけど、調査する側が強い権限とかいうことよりは、そういった要望、通報等があったときに、という条例であるべきじゃないかなと。

というのも、追加の話になりますけど、やっぱり委託もそうですし、工事のほうも入札を勝ち得て受注者、要するに工事契約に至るわけなんで、もちろんその最低賃金を下回るようではだめだと思いますし、そういう発注をしてたら当然マーケットから退場させられると思うんで。ただ、一方で適切な値段で、いい仕事をしてくれる下請けさんを育てて作って行って、っていうのもまたある面では企業の力ではあると思うるので、その辺のバランスがうまくとれるような形にしていきたいという、ちょっと雑駁な話ですけど、よろしくお願いします。

○契約管財課長

ありがとうございます。基本的に条例に書いてある内容としては、仮に通報があったときに、立ち入り調査であったり是正措置であったり、そういったようなところが動くといった形になってございます。やはり今まで議論いただいた中でも、ちゃんとやってる会社の事務負担が大きくならないようにして欲しいというところは、ご意見としていただいた部分ですので、やはりそういう運用は求められるかなのかなと考えております。

一方で、どのような形になるかわかりませんが、例えば社会保険に対しての勉強の機会など、もしかしたら運用していく中で必要になるのかもしれない。既に関係団体の皆様で、そういったような勉強会等はやっておられるのかもしれないんですけども、そういったような啓発活動というのは必要なかなというふうにも捉えております。

繰り返しになりますが、やはり通報があったときにしっかり動けるといったところが、一番大きなところでありますし、支払いをしなれば、元請含めて連帯責任があるというところを、しっかり元請の方、下請けの方がご理解いただくということが、しっかりとした支払いに繋がっていくのかなと考えておりますので、やはり周知は非常に大事な部分かなと考えております。

そういったようなところで、いい方法というか、区でもしっかり周知に努めて参りたいと思っております。

○委員長

はい、ありがとうございます。

せっかく我々努力して作ったものなので、周知徹底というのが大事だというのは我々のほうでも認識をしたいなというふうに思いました。

このパブリックコメントの数なんですけど、どれぐらいの数が一般的に来てるかとか、わかってない部分があるんですけども、これ数的には割と多いのかなと思ったりもしたんですが、どういう感じなんでしょうか。

○契約管財課長

全部のパブリックコメントの件数を把握しているわけではないですが、物によって3桁来るときもあれば、1桁のときもありましたので、今回は28件、8名の方からというところでは、一定数しっかりご意見いただいたのかなというふうに思っております。

○委員長

要するにそれなりの関心があるんだということなんだろうというふうに認識いたしますので、これから先の周知徹底も大事なのかなというふうには思いました。

その他、よろしいでしょうか。先に進めさせていただいても。事務局お願いいたします。

○契約管財課長

事務局から補足説明でございます。本日ご審議いただいたパブリックコメントにつきましては、本日の資料としてもホームページに公開されますが、8月末から9月初旬を目途に、区ホームページで公開を予定してございますので、ご了承のほどお願いいたします。補足以上でございます。

○委員長

はい、ありがとうございます。

そしたら次の議題に行かせていただいてよろしいですかね。

それでは議題の3、板橋区公契約の在り方検討委員会報告書につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○契約管財課長

それでは議題の3資料の3、板橋区公契約の在り方検討委員会報告書につきまして、説明申し上げます。表紙お開きいただきまして1ページ目に、はじめにとございます。

こちら公契約の在り方検討委員会の目的、検討状況の他、公契約条例案、及び条例の実効性を高めるために必要と考える、運用上の工夫、制度改善に関する意見を整理し、報告書としてまとめた旨を記載してございます。

はじめにの冒頭の部分ですね。

区が実施する入札・契約制度のさらなる透明性と公平性を確保するとともに、事業者及びそこで働く労働者の労働環境の適正化を図ることを目的として、検討を重ねて参りましたというところ、また、中段以降ですが、

委員会では現行制度の運用、状況の分析、他自治体の先行事例の調査、事業者、労働者双方の視点から見た課題整理など、多岐にわたる課題を取り上げ区における公契約制度のあるべき姿を総合的に検討いたしました。

次の段で、検討の成果を取りまとめたものであり、委員会が策定した公契約条例案に加え、条例の実効性を高めるために必要と考えられる運用上の工夫、制度改善に関する意見を整理し、報告書としてまとめました、といった形で、まとめさせていただいております。

続きまして 3 ページをお開きいただければと思います。

中身に入りまして、3 ページ項番 1、東京都板橋区公契約条例案としてまとめたものでございます。

こちら 3 ページに条例案の概要としてまとめております。

まず、条例案の概要を(1)で、条例の目的として、大きく①から④の通りを示しております。

①では、適正な労働環境の整備、②では人材確保と、サービス品質向上、③でダンピング受注と不正行為の防止、④で、地域経済活性化、区民福祉増進といった形です。

次(2)が対象となる契約についてです。

ご承知の通り①予定価格 1 億円以上の工事製造請負契約、また、②、予定価格 1,000 万円以上の業務委託契約、こちら対象は規則で定めるところですが今まで確認した通り、人件費がその内容の多くを占めるものといった形でございます。また③指定管理協定、となっております。

次に、労働報酬下限額についてでございます。

労働報酬下限額以上の支払いを定めることとして、その旨記載しております。

また実行力を担保するための方法として(4)の連帯責任といたしまして、下限額を下回る時は、公契約条例の受注者と下請け事業者が連帯して、支払わなければならないといった連帯責任条項を設けている旨をまとめております。

また(5)労働者保護の仕組みといたしまして、①特定公契約において、労働報酬が下限額に満たない場合、区長や受注者などへ申し出ができる、②として申出を理由とする解雇などの不利益取り扱いを禁止する。以上の 2 点により、事業者からのチェックシートによる報告だけでなく、下限額以上の支払いを確認していただくそういったような仕組みになっております。

あわせて、実効性を確保する措置として(6)、①から④の通りでして、①として労働者からの申出に応じて、報告及び資料提出の求めができる。申出に応じて報告及び資料提出、立ち入り調査が可能となっている。②として違反が認められた場合は是正措置が要求できる。

③改善が認められないなどの場合に、解除を可能とする。解除にあたっては損害賠償請求、違約金の徴収を可能とする。

④解除した場合、その事実の公表を可能とするといった、実効性の確保措置でございます。

最後(7)といたしまして公契約審議会を設置し、下限額及び公契約に関する事項について審議し、区長に意見を述べるというふうに規定してございます。

以上が本条例の概要となっておりまして、条例につきまして次の４ページから１０ページに記載の通りでございます。

先ほど第４回の振り返りで説明させていただきました通り、第１条の目的の項、また、第３条の第４号の項目につきまして、修正してございます。それ以外は以前と変わりございません。

一旦事務局から以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

ここまでにつきましての質問、確認、意見等ございましたらよろしくお願いをいたします。

○前田委員

前田です。この３ページの概要のページで、(５)労働者保護の仕組みの②、不利益取扱いを禁止するについてですが、先ほども申し上げましたが、多分、皆様方も一番懸念されることだろうと思うんですね。やっぱり下請け業者はどうしても弱い立場ですから、労働報酬下限額を下回っていることはないと思いますけども、例えばそれを下回って賃金を支払っている。そういったことを公にすると、もう次からあなたの所に仕事を頼まないよ。そういったことも言われる可能性だってあると思いますので、ぜひこれを行政側のほうで、先ほど下請け業者へ、労働報酬下限額はこうですとか、いろんな注意事項を紙に貼って広報するという話をされましたけども、契約の段階でもしっかりと記載していただいて、せっかく一生懸命、労働報酬下限額を守っていただいて、区民に対して、いいサービスを提供しようと、みんな頑張頑張るわけですので、その契約の段階で、しっかりと契約した方に注意していただくというようなことを別途考えていただきたいと思います。以上です。

○契約管財課長

その部分につきましては、第９条関係の別表に記載がありまして、特定公契約の際に約定する内容について盛り込まれている表でございます。

今おっしゃっていただいたのが、９ページの７の項でございますが、それ以外にも、周知、申出、不利益取扱いの禁止、報告立入調査、是正措置、解除、損害賠償といったことがこの約定事項の中に入っております。この約定事項の７の項に、不利益取扱いの禁止といった形で、はっきり契約条項として定めるといった形になっております。

全事業者が４月以降に初めて公契約条例に基づく契約を締結することになりますので、改めてスタートの際には周知、こういった形がわかりやすくお伝えできるかというところが課題ではございますけれども、そのあたり慎重にしっかり実現性を伴うように、ご理解いただき、契約いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中島委員

下限額にどれだけ実効性を持たせるかっていうのは非常に重要で、また難しい問題なのかなと思いますけれども、参考までにもし分かれば教えていただきたいんですが、最低賃金制というのも、守らなければならないということになってるわけですが、最低賃金に実効性を持たせるために、どういう制度があって、そして

それがどの程度実効性を持つ形で実現しているのか、そのあたりについて、おわりの範囲内で結構なんですけれども、下限額の問題を考えるにあたっての参考になるかなと今ふと思いましたので、できれば、教えてくださいたいんですが、どうでしょうか。

○契約管財課長

はい、今確認したところ最低賃金法、第 40 条の項目に罰金刑が規定されております。今回条例なので、条例でできるところは行政庁の過料を科すというところまでできるんですが、そこまでは、他区の条例を見てみてもやっていないというところにはなっております。

そういった意味で、最低賃金法と公契約条例は少し性格づけが違うというところもあるのかなと思っております。

公契約条例はあくまでも公契約の品質確保のための役割、価格転嫁をしっかりとさせる、人材確保を通じたサービス水準の向上といったところが目的になっておりますので、そのあたり少し性格を異にするところかなとも考えております。

○中島委員

はい、ありがとうございます。

○前田委員

今の最低賃金の関係は、実務的には労働基準監督署が臨検で、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿を見せてくださいというようなことで調べます。今、東京都の最賃が 1,226 円ですが、それを下回っている場合については、賃金 1,226 円以上に直して、賃金を支払って、もう 1 回労働基準監督署へ出してくださいという、是正勧告が出ます。

現在、賃金債権は 3 年ですので、3 年前に遡って直してと言われる場合があります。それが現在の最低賃金のチェックの仕方というふうになっています。

○中島委員

少しくどいかもしれませんが、その最低賃金に関して、違反があるかどうかはどうやってチェックするのでしょうか。ここで考えてるのと同じように、労働者の告発に基づいてそれが発覚するっていうことでしょうか。

○前田委員

労働者の方からの告発もありますし、それから監督署のほうで、業界全体を指導するという名目で、その業界の実情を見ていくというようなことをします。その業界が余りにもひどければ、順次その業界・業種を点検していくということですが、一般的には労働基準監督署も人手不足で、なかなか業界ごとの点検ができないということで告発がやっぱり多いと思います。

○委員長

やっぱり告発がないとなかなか動きにくいですね。契約書上その金額が書いてあっても、その契約の金額以下で文句を言わない人がもしいると、そこについては何らかのっていう方法が必要だと思うんですけど、そのことが、実態としてもものすごく多いということが我々のほうに伝わってきたら、何らかの対応を当然迫られるとい

うこともあろうと思いますが、現状はやっぱ告発中心ということにならざるをえないという理解でしょうかね。

○瓜生委員

実際に人がいる現場から申し上げますと、法律の最低賃金を割り込んだら人がいなくなります。

みんなやめます。なので告発というのはもう100%ないと思って間違いないと思います。

ただ、今回の労働報酬下限額に関して言うと、非常にいろいろな捉え方があるので、これ運用したらどうなるか私も先が見えない部分ではありますが、大体パートさん80人ぐらいで、月4,000時間ぐらい、最賃の時給で働いてる人いるんですけども、まず、時給が最賃を割り込むようなことがあると、いわゆるみんななくなります。なのでやっぱりある程度、現状に合わせて上げていく他はないというふうに、多分事業者の方大体そう思ってます。

それともう1つ、インディードプラスとかいろいろ募集サイトありますけども、あれ最賃を割り込んだと自動的に載らなくなっています。

古い告知だと最賃割り込んでますよ、これ載せられませんっていうので、広告業者さんもかなりその辺気使われてるんで、取り決めがあるようで、労働条件がはっきりしてないと広告も載せられませんという形になってますので、その辺は担保されてるかなと思います。

ただこの区の条例の賃金に関して言うと、ちょっと今後運用してみないとわかんないかなというふうに私は思ってます。

○委員長

実情もご説明いただいて、大分理解は確かに深まりました。

人手不足の時代だから、変な金額だったら人はそもそも集まってこないという、ご理解なんでしょうね。

ただ、とはいえまた時代も変わってきますから、当然いろいろ運用見直さなければならない場面が出てくようということは想像できるところなんだろうなと思います。なかなか難しいところもあろうかと思います。

○黒木委員

1つだけ確認をしたいんですけど、令和9年4月1日から施行ということで今動いておりますけど、これは当然それ以降の工事発注、工事業者からの立場ですけど、それ以降にはそういう条文が載ってくるんでしょうか。例えば入札参加条件として、事業者への条件提示など。私がしつこく言っているのが、総合評価についてもそのあたりでやってくと非常にチェックもしやすいし、それができないところはもう参加できないという形の話ですね。そのあたりも含めて教えていただければと思います。

○契約管財課長

当然ですね、令和9年4月1日以降に契約となる案件についての、いわゆる入札にあたっての公告文には、本案件は公契約条例の対象ですよという形で公告文に明記をする形になります。そうでないとわからないので、当然そういったような条件で公告をして、入札を実施するという形になるかなと思います。

あわせて、今おっしゃっていただいた総合評価方式の拡充等々の部分でございますけれども、おっしゃっていただいた豊島区のホームページなんかも確認をさせていただいて、また、我々のほうも、この後の項で触

れますが入札・契約制度について、こういったような改善が図れていくかということも並行して、当然令和9年4月1日のスタートと同時にこういったことが実現できるか、改善できることは改善した状態で、4月1日スタートするというふうに考えております。

総合評価方式へ全面的に導入するということにつきまして、ちょっとまだ研究が必要な段階かなと思っておりますので、引き続き、その改善に努めていくと。あわせて、その公契約条例制度の対象案件であるということが、はっきりわかるように、入札にあたっての公告はして参ります。

○黒木委員

今日が最終回ということで私も板橋区建設業協会のほうには言っておりまして、来月には中間報告会ということで、会員の方に周知してもらうという形になっておりますので今質問させていただきました。ありがとうございます

○平塚委員

平塚です。公契約条例そのものではないんですが、前回かな、労働環境チェックシートの話題になりまして、今3,000万円以上の工事案件が対象ですが、それを公契約条例が適用される、来年4月1日以降は1億円以上が対象というような話があったかと思うんですけども、やっぱり公契約条例の目的は金額で分けるものではないかなと、すべての公契約に当てはまる目的かなというふうに思いますので、やっぱり今やってる3,000万円以上の工事でも、労働環境チェックシートを活用する方向で、検討をぜひ進めていただければいいかなというふうに思います。事務量の問題もパブリックコメントの中にありましたので、そこは考えていかなくちゃいけないかなというふうに思いますけども、ぜひよろしく願いいたします。

○契約管財課長

今ご指摘いただいた部分も含めて、我々も4月から運用させていただいて、こういったような事務量になっていくか、当然この公契約条例に基づく報告書は必ず出していただくかなんてはいけないものになりますので、チェックシートについては、今回、未提出事業者に対して1度催促をさせていただいた結果、催促前よりかなり提出ポイントが上がったということもございまして、そのあたりも、どの程度その全体の事務量を見ながら、運用させていただいてくことになるかなと思っているところでございます。

○委員長

ありがとう、今後検討していくという理解でよろしいですかね。

その他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。そしたらその先に行きたいと思います。今回、公契約条例の在り方ってことでずっとやらせていただいたんですけど、その都度都度で、入札・契約制度全体に関する話が出て参りました。そのことに関しての必要性ということも我々認識をしたということがございましたので、その点について、意見書という形で、今回まとめていただいています。この点についてのご説明をよろしくお願いをいたします。

○契約管財課長

では続きまして資料3の11ページをお開きいただければと思います。

こちらを報告書の項番 2 として入札・契約制度に関する意見書といった形でまとめております。

こちら、今委員長からありました通り、本検討委員会において条例案の検討をする中で、契約制度全般についてご意見をいただいた内容を、意見書として取りまとめさせていただいたものになります。

本条例の効果を十分に発揮するためには、条例制定とあわせて実施することが望ましいといったご意見いただいた部分でございます。

それでは内容の確認をさせていただければと思います。

まず(1)適正な予定価格及び契約金額の確保。

こちら人件費や物価の上昇が続く中においても、契約金額に十分に反映されていない事例が見受けられることから、事業者が適正な利益を確保しながら、安定的に事業を継続できる契約環境の整備が必要であるといった形で、こちらが①から④番の通りですね、予定価格の設定、適正な利益を確保できる契約価格の確保などについてまとめさせていただきました。

続きまして(2)最低制限価格制度等の拡充でございます。

公契約の品質確保及びダンピング防止を図るため、最低制限価格制度等の拡充を進め、適正な競争環境の整備が必要であるといった形でこちら①から③の通り、そのまま最低制限価格制度の対象拡大などについて、まとめさせていただきました。

そして(3)複数年度契約における「価格制度の整備」というふうに書いてあるところですが、複数年度契約における「価格転嫁」といった形で修正させていただきたいと思います。

内容でございます。工事契約では一定の価格転嫁制度が存在する一方、委託契約では十分でないため、複数年度契約においても労務費や物価上昇を反映できる仕組みの整備が望ましいといったところで、こちら①から④の通り、物価変動への柔軟な対応などについてまとめさせていただいております。

続きまして 12 ページ、(4)区内事業者の受注機会確保及び育成でございます。

地域経済の活性化や災害時対応力の維持・向上を図るため、区内事業者、とりわけ区内本店事業者の受注機会の確保及び育成が必要であるといったご意見につきまして、①から⑤の通り、区内本店事業者の受注機会確保であったり、黒木委員からいただきました、総合評価方式における地域貢献評価の充実などについてまとめさせていただいております。

また(5)仕様書及び契約内容の適正化でございます。

適正な履行及び良質な品質を確保するため、業務内容と契約金額が整合した仕様書の作成及び、適切な履行評価が必要であるといった項でございます。

こちら①から④の通り、仕様内容と契約金額との整合性の確保や、品質確保に向けた履行確認体制の充実といったところをまとめさせていただきました。

続いて(6)が事業者及び区双方の事務負担の軽減でございます。

公契約条例の実効性を確保しつつ、事業所及び区双方に過度な負担が生じない制度運用が必要であるといった形で、①から③の通りチェックシート方式を基本とした運用といったところをまとめさせていただいております。

ます。

最後(7)条例施行後の効果検証と制度見直しの実施でございます。

条例施行後は、効果や課題を継続的に検証し、必要に応じて見直しが必要であるといった形で①から④の通り、条例対象範囲及び運用方法の定期的見直しや、契約制度全般の継続的改善といった形でまとめさせていただきます。

こちらの意見書につきましては、繰り返しますが前文の通り、この公契約条例の効果を十分に発揮させるためには条例制定のみならず、適正な予定価格の確保、最低制限価格制度の拡充など、契約制度全般の改善を一体的に推進していく必要があるといったご意見、様々ないただいた部分でございます。

契約制度全般の改善に向けて、意見を取りまとめ、今後の改善に生かしていただきたいといった形で、大きく7つの項目まとめさせていただいたところでございます。

また、続きまして、この資料の続きもあわせて説明させていただきます。

13ページにはですね、項番3、板橋区公契約の在り方検討委員会検討経過として、これまでの検討実績を表にまとめてございます。

本日含め全5回の検討実績の他、事業者アンケート、パブリックコメントの実施についても記載しております。最後に参考資料といたしまして、本委員会の設置要綱及び最終ページに委員名簿を付記させていただいております。こちら委員長、副委員長の記載が漏れておりますので、そちらのほうも追記をさせていただければと思います。

11ページ以降の内容につきまして以上でございますどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

はい。ありがとうございます。

それでは、ここまでににつきまして質問、確認、意見等ございましたらお願いいたします。

長谷川委員よろしく申し上げます。

○長谷川委員

長谷川でございます。

意見書本当ありがとうございました。本委員会で話し合われた内容、今後の課題についてもまとめていただいているということで本当にありがたい、感謝いたします。

その中で1点、今後ですね、業種別等の労働報酬下限額の検討は、板橋区では何か考えてらっしゃいますでしょうか。例えば千代田区とかそういうところでは今、入れているんですけれども、今後の展望というかそこらをお聞きしたいなど。

○契約管財課長

そのあたり今、準備中の部分もございますので、先行自治体の状況を見ながら、整理していくかなというふうに考えております。

○長谷川委員

ありがとうございます。

○契約管財課長

文書としてまとめさせていただいたものですが、少しニュアンスが違うよという、そういったところもありましたら、本委員会としての意見書という形でございますので、ぜひご意見賜ればと思いますどうぞよろしくお願いします。

○委員長

いかがですかね、基本的には内容的な網羅は多分されてると思うんですけど、文言とかのニュアンスでしょうね多分。もしここで何らかのご意見が出たら今回最終回なもので、これも反映したものを1度皆さんに見ていただいて、最終確定するってことになるんでしょうかね。

木村委員よろしくお願いします。

○木村委員

書きぶりの問題だと4の④。実態を伴わない名目的支店への対応強化という部分ですが、これ書いていただけたこと自体はありがたいんですけど、実態を伴わない名目的支店はだめですよ。なので、支店業者、特に工事の方になろうか、委託もそうかもしれないですけど、入札参加目的だけの名目的支店は、本当は排除してもらいたい。支店調査の対応強化はしていただいた上で、実態が伴わない支店は、退場していただくぐらい、本当はそれが望みでございます。

○契約管財課長

そのあたり、今の真意を受け取ってそれで少し調整させていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長

そういったニュアンスは確かにあるかなと思いますね。

我々はもう議論してるから意味はもう何となくわかっちゃってるんですけども。

そうですね、おっしゃる通りだと思います。

他はいかがでしょうか。

○瓜生委員

同じく4番なんですけど、区内事業者の受注機会確保及び育成、⑤指定管理者等による区内事業者活用の促進ですが、これプレゼンのときに例えばポイントが加算されるとか、そういう意味ですよ。

○契約管財課長

今回、条例自体に下請け事業者については、区内事業者を活用するといった形で努力義務として入れさせていただいておりますので、おっしゃっていただいているように、例えばプレゼン、指定管理者については区外事業者が非常に多いんですけども、その際、下請けというか再委託というような形で様々な事業者とともに、指定管理業務やっていただいております。その中で区内の事業者を活用すると少しポイントが上がるといったような仕組みを、しっかり入れ込んでいく、今も当然やってるところもありますけれども、そこを改めてフォーカスさせていただいた部分でございます。

○委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。

それでは一通りご意見をいただきましたので、今の内容を意見書に反映していただきまして最終的な報告書としたいと考えております。

修正箇所の確認ですけど、基本は多分、(4)の④が一番大きな修正ということになろうかと思いますので、その点の簿修正をお願いします。

修正した後の報告書をですね、また今まで同様にメールで皆さんに、最終部分をお送りしますので、そこで確認をしていただいて、最終報告とさせていただくという段取りにさせていただきたいと思いますよろしくお願いをいたします。

○契約管財課長

今の項目ですが、後々気が付いたというところがありましたら、事務局のほうにお知らせいただければ、それを反映した形で、最終案という形で調整させていただきますので、お気づきの点がありましたら、今回このやりとりをもって最終報告書として調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

だから、以後気づいたことでも大丈夫だよということです。

ありがとうございます。滞りなくここまでこられたかなと思います。

それでは本日の議題については以上となりますが、今後のスケジュールについての確認を事務局のほうからさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○契約管財課長

それでは改めまして、皆様、全5回にわたりましての検討委員会、誠にありがとうございました。今回ですね、3月からスタートさせていただきまして、非常に複雑な内容であったかと思います。皆様の多大なるご協力によりですね本日を迎えることができました。重ねて感謝申し上げるところでございますありがとうございます。また本件につきましては、いわゆる公契約条例の大きな部分である労働環境の整備については、やはりその本丸のところできちんとご議論いただいた部分でございます。それとあわせて、今確認いただいたような、実行力、実効性を担保するため、この制度を、さらに担保するための入札契約制度改善についても深くご議論いただいたことに、重ねて感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

そういった意味合いにおいても、やはり板橋区独自の、しっかり議論ができたのかなというふうにもとらえているところでございます。

今回、取りまとめさせていただいた条例につきましては、最終のものですが、8月24日に法規部門と行われる条例審査において、最終的な条文の形に整えた上で、第3回の区議会定例会に上程し、10月の本会議において、条例制定の可否が議決される予定でございます。

事務局のスケジュールの部分につきまして以上でございます。

○総務部長

総務総務部長です。私からも一言お話をしたいと思います。まず今課長からお話のありました条例案の取り扱いについてでございますけれども、8月24日にですね、条例等の審査会を行います。この場合はもう区長をトップとしておりますので、区長の最終確認は、条例についていただきながら、区議会の提案内容を固めるというような最終的な作業になってございます。

その際に、区内部の条例審査において、条例の趣旨を変えない範囲で、場合によっては文言の修正なども見込まれることはこれあることでございますけれども、当然この検討会の中での意見というのを、最重要視をしておりますので、趣旨がそぐわないような言葉の微修正については、ある可能性もございます。その際には、必ず委員の皆様にお示しをしたいと思います。その辺一言申し添えさせていただきたいなというふうに思っています。

また本日最後ということになります。これまで中重委員長、前田副委員長はじめ委員の皆様におかれましては、非常に間隔が短い中、毎月毎月を開催させていただきましたけれども、開催間隔が短い中、ご丁寧なご議論いただきまして本当にありがとうございました。

それぞれの立場或いは専門的な見地からですね様々なご意見をいただいたことに関しましては、私ども事務局にとっても大変学びの多い機会となりました。本当にありがとうございます。

本日は検討会これで一区切りということになりますけれども、いただいた議論、ご意見を大切にしながらですね、条例制定にとどまらずに、公契約の適正な履行、運営に努めて参りたいというふうに思っています。

委員の皆様におかれましては今後も、それぞれのお立場で、公契約各般へのお力添えをいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様のご尽力に感謝を申し上げ、検討会の最後ということでございますので、御礼のごあいさつとさせていただきます。これまでどうもありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。

何となく締めとしてはこれで終わっちゃってもいいかなという気もしないでもないぐらいの熱いメッセージだったのですが、せっかくでございますので今後の展望等も含めてですね、ご出席いただきました委員の皆様からも一言最後に、いただきたいというふうに思っています。

まず、瓜生委員のほうから一言よろしくお願いいたします。

○瓜生委員

十分内容を理解してお役に立てれたかどうかわかりませんが、いろいろな意見でありがとうございました。なおですね、やっぱり一番大事なと私が思っているのはこの後、この制度ができた後、どうやって運用して、例えば前から申し上げてありますように、やっぱり契約の内容そのもの、仕事の内容そのもの、仕様書だったりとか、それから運用の仕方だったりですね、その辺をぜひ、順次進めていただいて、公契約条例はどうしてもこう賃金に偏りがちなんですけどもそうじゃなくて、契約制度全体ということで、今後いい展開を

うことを、私としては期待をしていますのでぜひよろしくお願いいたします。

どうも皆様ありがとうございました。

○委員長

引き続き平塚委員よろしくお願いいたします。

○平塚委員

東京土建として、ずっと公契約条例つくって欲しいということで、要望を区のほうに寄せさせてもらいまして、今回このような形で素晴らしい中身のものできて、それに関われたっていうのは本当に感無量の思いであります。引き続きですね、もっとより良いもの他区よりももっと良いものを作り上げていけるような審議会を今後、立ち上げるかなというふうに思いますので、そこにもぜひ関わっていければいいかなというふうに思っております。

今後の流れのところでちょっと確認をさせてもらえればと思うんですが、今回企画総務委員会にかかるのかなというふうには、思ってるんですけども、あと本会議が最後、10月の末に予定されてるかなと思います。

そこで条例が可決した後に、審議会を立ち上げるということで、4月1日まで非常にタイトなスケジュールになるかなというふうに思いますので、その辺の流れも後程、早川さんのほうからご案内していただければいいかなというふうに思います。

○契約管財課長

概ね今おっしゃっていただいたようなスケジュール感でございますけれども、ただ、皆様ご都合等あるかと思っておりますので、なるべくその日程調整等、早めに動かさせていただきます。

概ね、10月ごろに第1回目の審議会、そして、11月から12月頃に第2回の審議会という形で、イメージをしているところでございます。そのあたりまた改めて、ご案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

はい、ありがとうございます。

引き続き長谷川委員よろしくお願いいたします。

○長谷川委員

はい、本当に右も左も最初わからない中、ご指名いただきまして私個人にとっても非常に勉強になった場でした。やはり普段している仕事以外の部分で、いろんな見方ができる、視座という部分で非常に高まることのできた、非常にいい経験をさせていただいたなというふうに感じています。ですので先ほど、10月以降タイトになりますという話もあったんですけども、もし機会があれば引き続きですね、関わればなというふうに、先ほど平塚委員のほうからもお話ありましたけれども、思っておりますので引き続きよろしくお願いいたしますというふうに思ってます。

まずはこの第5回までの委員会ありがとうございました。

お疲れ様でございました。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、木村委員よろしくお願いします。

○木村委員

はい。木村でございます。

今回、私は事業者団体、給排水空調等の設備をやってる団体の代表として参加させていただきました。まず事務局はもとより委員長、副委員長、取りまとめご苦労さまでございました。内容についてなんですけども本当に、良い報告書ができたなと思ったので、これが良い形で旅立って行って、本会議。と同時に先ほど瓜生委員がおっしゃいましたが、運用なり、具体的に言えば、工事の場合は図面であり、委託の場合は特に仕様書ってことになろうかと思うんですけども、それが同時並行で、値段だけ若干上がったとしても、そこら辺のクオリティとかが伴わないと、適正な価格でよりよい品質を提供というか、区としては享受できて我々も提供できるようなことでないと意味がないと思いますので、お互い人手不足の中、やはりその区役所側つまり発注側の手間も大変でしょうけども、図面の精度なり、スピーディーな予算をちゃんとタイムリーにつけていただくなり、特記仕様書なり、委託でいえば仕様書のクオリティを上げていただくような努力も同時でしていただければと思います。

ありがとうございました。

○委員長

はい、ありがとうございました。

引き続き黒木委員よろしくお願いします。

○黒木委員

私はですね、当初前会長の中尾会長の出席という予定でしたが、体調不良ということで急遽、私のほうに相談役として声がかかりまして、どんな委員会だろうかと、正直思っておりました。

そうしましたら、第1回の検討会でこれは非常にタイムリー的な、議題だなと思ひまして、先ほど、何回もしつこくすみませんでしたが、やはり入札条件についてお話をさせていただきました。どうしても今の私共、板橋本社の事業者というのは、どんどん廃れていくだけで、この先ないなと。正直私も、この板橋区の仕事をもう50年、51年目になっております。ずっと流れをずっと見ていますし、特に私現場出身ですので、災害があったときですね、何回かありましたけど熊本地震っていうのは、非常に学ぶことがありまして、これはもうどこに起きてもおかしくないと。あと残りは東京とか南海トラフだけじゃないかというふうに危惧しておりまして、全会員を含めてですね、ぜひこの公契約、是非ともこれ必要だと思います。

と同時に入札方式、総合評価方式ですかね、これを是非とも運用してもらって、板橋区でまだやる気のある業者がたくさんいますので、今その機運満ちておりますので、この報告書、非常によくまとまっていると思います。これをぜひともですね、運用して、よりよい板橋を目指して、頑張っていければと思います。委員長はじめ副委員長、各委員の方、役所の方も含めて

感謝申し上げます。それと傍聴にいらっしゃった方もありがとうございます。

感謝しております。

○委員長

はい、ありがとうございます。

引き続き中島委員よろしくお願いいたします。

○中島委員

私は、名目的には学識経験者ということであったわけですがけれども、この問題について、それほど十分な勉強の経験がありませんで、制度につきましても、それから、現状につきましても、あまり知識がありませんでしたので、どれほどこの会議に貢献できたものか、少し恥ずかしく思うところもあります。

素人っぽい発言質問など、多くなってしまったのかなというような気もしております。

私、この検討会に参加させていただいて、非常に勉強になることが多かったです。

公契約そのものについても非常に勉強になりましたし、それから特に強く私は感じますのは、行政においてどのようにして、政策決定がなされていくか、その現場の一端を見せていただいたということ、これは私にとって非常に大きな勉強でありました。

公契約そのもの、公契約条例そのものにつきましてはこうして、大枠が、非常に良いものとしてできたわけがありますけれども、今後ですね、労働報酬下限額の設定をどうするのかっていうことについてより具体的な在り方、それが定まったとしてそれを一体どうやって、実効性を持たせていくのか、本日もいろいろご意見がありましたけれども今後の試行錯誤の中で、よいものに、されていくのだろうというふうに思いますけれども、外部から大いに期待をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。引き続きまして副委員長、前田委員のほうからもよろしくお願いいたします。

○前田委員

前田でございます。

今回５回の検討委員会で、公契約条例のたたき台ができたということは、板橋区がこれからさらに良くなるというふうに思ってます。

最初、第１回目で現状を伺ったときに、契約を辞退する、或いは応札者が出てこない、それから良い人材が育たない、それから区民サービスが低下するというような、現状を分析していただいた結果を教えていただきまして、えっと思いながらも、今日までの議論がこういう形に整ってきたということです。

この公契約条例導入をきっかけに、区民が満足する、区政が良くなることを願っています。

それに基づいて、この業者の方々が、良い仕事を提供する、それからそこに働いている方々は、しっかりと賃金を受けて、良い生活をするというような形になっていくんだろうと思います。先ほどもおっしゃいましたが、今後は適正な運用というものがすごくポイントだと思いますので、そのあたりもですね、次のしかるべき委員会の中で、しっかりと運用ができる、適宜チェックしていくというようなことを、やっぱり行政主導でしっ

かりとやっていただかないと良くならないと思ってますので、ぜひ最終的には、区民が満足するという形を整えていただければと思っております。

いろいろとありがとうございました。以上です。

○委員長

私からも一言。拙い司会、言い回しだったんですが本当におつき合いいただきまして誠にありがとうございました。

本当に充実した形の議論を皆様方に展開していただいたおかげで、当初はこの条例案をつくるということが目的ではあったのですが、最終的には入札契約制度に関する意見書というものと一緒にでき上がっているという形になりました。

ただ、とは言え本当に区役所の方々がですね、もう粉骨砕身努力をされてる場面私どもも見てましてですね、先ほど行政の一端が見えたとおっしゃってましたけど、私も初めて見させてもらったんですけど、すごいなと。ちょっと思った次第ですね。全部まとめ上げてくるんですよ。驚いちゃったんですけどもはい、すみません今のは個人的な感想で恐縮です。

先ほど来話が出ておりますように、出来上がった条例が実効的に今後機能していくかということが大事だという皆様のご意見と私も一緒でございます。

今後しっかりとこの条例を見守っていきたいなと思っております。ありがとうございます。

それでは本日をもって板橋区公契約の在り方検討会は終了させていただきます。

皆様ご協力誠にありがとうございました。